

お知らせ なんたん

発行 南丹市
電話 0771-68-0001

第125号(4の4) 平成23年3月25日発行

日吉支所お知らせ

4月10日は京都府議会議員一般選挙の投票日です

京都府議会議員一般選挙が4月10日(日)に執行されます。南丹市で投票できる方は、日本国民であり平成3年4月11日以前に生まれた方(満20歳以上)で、南丹市の区域内に引き続き3カ月以上住所を有する方(平成22年12月31日以前に住民登録された方)です。投票時間は午前7時から午後8時まで、各地域の投票所は投票所一覧のとおりです。

●**期日前投票** 仕事、用事、旅行、病気、出産などのため、投票日の当日、投票所に行けないと見込まれる方のために、投票日の前でも次の場所、期間中に投票ができます。

期日前投票期間	投票できる場所
4月2日(土)～9日(土) 8日間	南丹市役所本庁および各支所

※期日前投票時間は、いずれも**午前8時30分から午後8時まで**です。お住まいの地域に関係なく、いずれの期日前投票所でも投票できます。

●**不在者投票** 仕事や旅行などで選挙期間中、南丹市以外の市区町村に滞在している方は、南丹市選挙管理委員会に、直接または郵便などで投票用紙など必要な書類を**事前に**請求されると、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべての不在者投票ができます。また、京都府選挙管理委員会が指定する病院や施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。投票期間は期日前投票と同じです。

●**郵便等による不在者投票** 身体障害者手帳などをお持ちで、下表に該当される方は、郵便等を利用して在宅で投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。この制度を利用するには、事前に手続きをして「郵便等投票証明書」の交付を受けていただく必要があります。「郵便等投票証明書」をお持ちの方は、証明書の有効期限が切れていないか確認し、有効期限が終了しているときは、再度申請してください。

障がいなどの区分	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

また、郵便等による不在者投票をすることができる方であって、下表に該当する方は、あらかじめ南丹市選挙管理委員会に届け出た人による代理記載ができます。

障がいなどの区分	障がいなどの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症から第2項症

※手帳の記載では該当するか分からないときは、お問い合わせください。

●最近、南丹市へ転入された方の投票方法

届出の日(住民登録の日)	投票場所・選挙権の有無	
京都府以外から転入された方	平成22年12月31日以前	南丹市で投票できる
	平成23年1月1日以後	すべての市区町村で投票できない
京都府内の他の市町村から転入された方	平成22年12月31日以前	南丹市で投票できる
	平成23年1月1日以後	前住所地で投票できる(南丹市では投票できない) ※市区町村が発行する居住証明書が必要です

●最近、南丹市から転出された方の投票方法

届出の日(住民登録の日)	投票場所・選挙権の有無	
京都府以外へ転出された方	全期間	すべての市区町村で投票できない
京都府内の他の市町村へ転出された方	平成22年12月31日以前に新住所地へ転入の届出	新住所地で投票できる
	平成23年1月1日以降に新住所地へ転入の届出	南丹市で投票できる(新住所地では投票できない) ※市区町村が発行する居住証明書が必要です

●投票所一覧

投票所は入場券に表示してありますのでご確認ください。

投票区	投票所	投票区の区域など
第33区	南丹市日吉胡麻基幹集落センター	西胡麻、上胡麻広野
第34区	上胡麻区会議所	上胡麻(広野を除く)
第35区	東胡麻区会議所	東胡麻、はぎの里
第36区	畑郷区会議所	畑郷
第37区	南丹市日吉は一とびあ	保野田、殿田尾崎および尾崎旭山飛び地、田原駅前
第38区	志和賀区会議所	志和賀
第39区	佐々江生活改善センター	佐々江
第40区	四ツ谷生活改善センター	四ツ谷
第41区	南丹市日吉興風交流センター(保健相談所)	殿
第42区	新シ会議所	和田、新シ
第43区	片野生活改善センター	片野、片野団地
第44区	南丹市殿田活力増進センター	殿田(第37区に属する区域を除く)
第45区	木住集会所	木住
第46区	生畑生活改善センター	生畑
第47区	中世木公民館	中世木

◇問合せ先 南丹市選挙管理委員会 TEL (0771) 68-0002



問診票キリトリスペース

犬の登録等手続きをお忘れなく！

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬を飼い始めたら登録が必要です。飼い犬がいる場合は、必ず登録をしてください。

また、犬の登録内容(犬の所在地や飼主等)に変更が生じた場合や愛犬が死亡したときは、変更届(死亡届)をしてください。

狂犬病予防注射を年1回必ず受けさせましょう！

狂犬病予防注射を年1回(4月から6月の間に)受けることが法律で定められています。

※くわしくは、裏面を見てください。

犬は責任と愛情をもって飼いましょう！

